

東京都子供・子育て会議事務局 御中

2014年11月6日

意見書

【子供子育て会議で提案された事項への返答について】

- ・ これまで多くの会議を重ねてきて、各委員が子育て支援施策向上のために、有意義な提案を行ってきました
- ・ しかし、提案に対する返答、改善報告等が、ほとんどなされていません
- ・ これでは、子供子育て会議は、単に形だけのものに成り下がっている、と言っても良いでしょう
- ・ 提言に対し、次回までに必ずアクションを取り、どのように進捗しているか、を報告するような形式に変えて頂くよう、要望します。

【保育士試験の2回化について】

- ・ 特区において「限定保育士」という形で、保育士試験の2回化が決まりました
- ・ 保育士不足が深刻化する中、試験2回化は供給量を増やす重要な施策です
- ・ しかし、本事業に手を挙げているのは、現在神奈川県のみです
- ・ 東京都が最も保育士不足が顕著にも関わらず、2回化を導入しないとしたら、現場は非常に大きな人手不足に見舞われ、待機児童解消は遅滞するでしょう
- ・ 折しも、東京都は3年で保育士数を2万8000人増やすことを計画しています。これは、現在の都内保育所従事者数約5万6000人（平成23年度社会福祉施設等調査報告）から比較すると、50%増というあり得ない程高率の増加率設定です
- ・ だとするならば、東京都も試験2回化導入地域として、当然申請を行うべきです。また、保育士試験の2回化だけでなく、処遇改善への都上乗せ補助等もなくしては、このような増加率は望めないことを付記しておきます

【延長支援加算で「家族支援」を排除している都の解釈を変更すべき】

- ・ 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（平成24年1月31日 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム）において、同年度に新設された延長支援加算の設定については、「日額払いの基本的考え方は維持しつつも、利用者個別のニーズに合わせたサービス利用時間に対応するため、通所による利用者に限り、8時間を超える利用を評価する」とあります。
- ・ しかしながら、現在東京都に延長支援加算の算定を届出の際には「児童の個別支援計画の添付」が必要となり、営業時間の前後に療育を行うことが児童の発達にとって必要と認められなくてはなりません。
- ・ これは国では規定していないものが、都の解釈によって制限されていることを意

味します

- ・ 利用者個別のニーズ = 利用者の発達支援のみに限られ、保護者の就労や兄弟の都合等で営業時間の前後に子どもを預けたいという家庭のニーズに応え、長時間の療育を行おうとする事業所は延長支援加算を算定することはできません。
- ・ 都の独自解釈を辞めて、親のニーズに合わせた長時間開所に対しても加算を出す運用にして頂くよう、厚労省から都道府県（特に東京都）に通知を出して頂きたいです。

【騒音問題に関して】

- ・ 複数の自治体から、住民の過激化する反対運動についての声を聞いています。
- ・ さらに先日の産経新聞の報道（2014.10.18 「子供の声は「騒音」か...脅迫、訴訟、保育所そばに「ドクロ」「般若」の看板まで」）によると「ついには逮捕者も出た。東京都国分寺市では今月 1 日、認可保育所近くの路上で、園児を迎えに来た保護者に手斧を見せ、地面に数回振り下ろすなどして脅迫したとして、近所の無職の男（43）が暴力行為処罰法違反の疑いで逮捕された。国分寺市によると、男は犯行の前日、同市保育課に電話をかけ、「園児の声がうるさい」「帰り道に近所のアパートに入り込んでいた」「対応しないなら、園児の首を切るぞ」などと職員を脅した。」ということもありました
- ・ 防音化支援の政策メニューを創ると共に、子どもの声を騒音と見なさない特別措置法の制定に関する研究会の発足を要望します

以上

NPO 法人 全国小規模保育協議会 理事長
（財）日本病児保育協会 理事長
認定 NPO 法人フローレンス 代表理事
内閣府 子ども子育て会議 委員
駒崎弘樹